

公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会規程の一部改正について

公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会規程（以下「部会規程」という。）を、次のとおり改正することについて理事会の承認を求める。

1 理由

保険薬局部会の会員は、部会規程において「本部会は、県薬会員である保険薬剤師の所属する保険薬局で本部会の目的に賛同する薬局」となっているが、本会定款で規定する会員の種類に、薬局は含まれていない。

このため、保険薬局部会の存在を前提としつつ、定款との整合性が図れるよう規程上の整理を行う。

2 内容

(1) 会員の定義（第4条）

本部会は、本部会の目的に賛同する保険薬局（以下「部会賛同薬局」という。）を代表する県薬正会員A（以下「会員」という。）をもって組織する。

(2) 負担金の納入（第5条）

会員が所属する部会賛同薬局は、別に定める負担金を納入しなければならない。

(3) 入会及び変更（第6条）

本部会に入会しようとする者（部会賛同薬局）は、部会長に入会申込書を提出しなければならない。また、会員を変更する場合又は開設者等に変更があった場合は、変更届を提出しなければならない。

(4) 経過措置（附則）

令和6年3月31日現在、現に会員薬局である保険薬局は、部会賛同薬局とみなす。

令和6年3月31日現在、現に会員薬局である保険薬局の県薬正会員として部会活動に参加している者は、部会賛同薬局を代表する県薬正会員Aとみなす。

令和6年3月31日現在、賛助会員Aの資格で部会活動に参加している者は、引き続き当該資格で部会活動を行うことができる。

3 改定時期

令和6年4月1日から適用する。

公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会規程【新旧対照表】

※ 下線は改正部分を示す。

旧	新
<p>(名 称)</p> <p>第1条 本部会は公益社団法人広島県薬剤師会（以下「県薬」という。）保険薬局部会（以下「本部会」という。）<u>と称し、県薬会長を部会長とする。</u></p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 本部会は医療の担い手としての保険薬剤師及び保険薬局としての倫理的及び学術的水準の高揚をはかり、もって県民の医療に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第3条 本部会の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険薬剤師の倫理及びスキルの向上に関する事項 (2) 保険薬局の整備・向上に関する事項 (3) 基幹薬局の整備・運営に関する事項 (4) 広域病院の院外処方せん発行、応需に関する事項 (5) 講演会、研修会等に関する事項 (6) 医薬分業の資料、図書等整備に関する事項 (7) その他目的達成に必要な事項 <p>(会 員)</p> <p>第4条 <u>本部会は、県薬会員である保険薬剤師の所属する保険薬局で本部会の目的に賛同する薬局をもって組織する。</u></p>	<p>(名 称)</p> <p>第1条 本部会は公益社団法人広島県薬剤師会（以下「県薬」という。）保険薬局部会（以下「本部会」という。）<u>と称する。</u></p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 本部会は医療の担い手としての保険薬剤師及び保険薬局としての倫理的及び学術的水準の高揚をはかり、もって県民の医療に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第3条 本部会の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険薬剤師の倫理及びスキルの向上に関する事項 (2) 保険薬局の整備・向上に関する事項 (3) 基幹薬局の整備・運営に関する事項 (4) 広域病院の院外処方せん発行、応需に関する事項 (5) 講演会、研修会等に関する事項 (6) 医薬分業の資料、図書等整備に関する事項 (7) その他目的達成に必要な事項 <p>(会 員)</p> <p>第4条 <u>本部会は、本部会の目的に賛同する保険薬局(以下「部会賛同薬局」という。)を代表する県薬正会員A(以下「会員」という。)をもって組織する。</u></p>

<p>(負担金)</p> <p>第5条 <u>本部会の会員薬局は、別に定める負担金を納入しなければならない。</u></p> <p>(入会及び変更)</p> <p>第6条 <u>本部会に入会しようとする者は、部会長に入会申込書を提出しなければならない。また、開設者、管理薬剤師に変更があった場合にも、変更届を提出しなければならない。</u></p> <p>(退 会)</p> <p>第7条 本部会を退会しようとする者は、退会届を部会長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>県薬会員の資格を失った者は退会したものとみなすことができる。</u></p> <p>3 負担金を1年以上納入しない者は部会長名で退会を命ずることができる。</p> <p>(抛出金品の不返還)</p> <p>第8条 退会した会員が既に納付した負担金その他の金品は、返還しない。</p> <p>(役 員)</p> <p>第9条 本部会に次の役員を置き、県薬の医療保険委員会委員を持って構成する。</p> <p>(1) 部会長 1名</p> <p>(2) 副部会長 1名</p> <p>(3) 理 事 若干名</p> <p>(4) 監 事 2名</p> <p>2 本部会の部会長は、県薬会長が兼ねる。</p> <p>3 本部会の副部会長及び理事は、部会長が選任する。</p> <p>4 本部会の監事は、県薬監事が兼ねる。</p>	<p>(負担金)</p> <p>第5条 <u>会員が所属する部会賛同薬局は、別に定める負担金を納入しなければならない。</u></p> <p>(入会及び変更)</p> <p>第6条 <u>本部会に入会しようとする者(部会賛同薬局)は、部会長に入会申込書を提出しなければならない。また、会員を変更する場合又は開設者等に変更があった場合は、変更届を提出しなければならない。</u></p> <p>(退 会)</p> <p>第7条 本部会を退会しようとする者(部会賛同薬局)は、退会届を部会長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>会員が県薬会員の資格を失い、部会賛同薬局が代替りの会員を指定しない場合は、退会したものとみなすことができる。</u></p> <p>3 負担金を1年以上納入しない者(部会賛同薬局)は部会長名で退会を命ずることができる。</p> <p>(抛出金品の不返還)</p> <p>第8条 退会した会員が既に納付した負担金その他の金品は、返還しない。</p> <p>(役 員)</p> <p>第9条 本部会に次の役員を置き、県薬の医療保険委員会委員を持って構成する。</p> <p>(1) 部会長 1名</p> <p>(2) 副部会長 1名</p> <p>(3) 理 事 若干名</p> <p>(4) 監 事 2名</p> <p>2 本部会の部会長は、県薬会長が兼ねる。</p> <p>3 本部会の副部会長及び理事は、部会長が選任する。</p> <p>4 本部会の監事は、県薬監事が兼ねる。</p>
--	--

<p>(任 期)</p> <p>第 10 条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠 役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 任期中に次期役員が決定しないときは、決定 の時期まで前任者が業務を行うものとする。</p> <p>3 役員は再任されることができる。</p> <p>(会 議)</p> <p>第 11 条 会議は役員会とし、部会長がこれを召 集し、部会長が議長を務める。</p> <p>2 役員会は部会長・副部会長及び理事をもって 構成し、部会運営に関する事項を審議する。</p> <p>3 本部会に必要により特別委員会を設けるこ とができる。特別委員会の構成等については、 その都度、役員会で定める。</p> <p>(定足数)</p> <p>第 12 条 会議は構成員の2分の1以上の出席が なければ開会することができない。</p> <p>(議 決)</p> <p>第 13 条 会議の議事は出席者の過半数の同意を もって決する。可否同数のときは議長の決する ところによる。</p> <p>(資 産)</p> <p>第 14 条 本部会の資産は、次に掲げるものをも って構成する。</p> <p>(1) 負担金</p> <p>(2) 補助金</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 事業から生ずる収入</p> <p>(5) 資産から生ずる収入</p> <p>(6) その他の収入</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>第 15 条 本部会の経費は資産をもって支弁する。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 10 条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠 役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 任期中に次期役員が決定しないときは、決定 の時期まで前任者が業務を行うものとする。</p> <p>3 役員は再任されることができる。</p> <p>(会 議)</p> <p>第 11 条 会議は役員会とし、部会長がこれを召 集し、部会長が議長を務める。</p> <p>2 役員会は部会長・副部会長及び理事をもって 構成し、部会運営に関する事項を審議する。</p> <p>3 本部会に必要により特別委員会を設けるこ とができる。特別委員会の構成等については、 その都度、役員会で定める。</p> <p>(定足数)</p> <p>第 12 条 会議は構成員の2分の1以上の出席が なければ開会することができない。</p> <p>(議 決)</p> <p>第 13 条 会議の議事は出席者の過半数の同意を もって決する。可否同数のときは議長の決する ところによる。</p> <p>(資 産)</p> <p>第 14 条 本部会の資産は、次に掲げるものをも って構成する。</p> <p>(1) 負担金</p> <p>(2) 補助金</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 事業から生ずる収入</p> <p>(5) 資産から生ずる収入</p> <p>(6) その他の収入</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>第 15 条 本部会の経費は資産をもって支弁する。</p>
---	---

<p>(事業計画及び予算並びに決算)</p> <p>第 16 条 本部会の事業計画及び予算は、医療保険委員会で作成し、県薬の事業計画及び予算に反映する。</p> <p>2 本部会の事業報告及び決算は、医療保険委員会の承認を受け、県薬の事業報告及び決算に反映する。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第 17 条 本部会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。</p> <p>(地域薬剤師会)</p> <p>第 18 条 本部会は、地域薬剤師会と連携する。</p> <p>(規程の変更)</p> <p>第 19 条 本規程は役員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ、変更することができない。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 6 年 4 月 1 日に制定し、適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 28 年 3 月 10 日に一部改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和元年 5 月 18 日に一部改正し、直ちに適用する。</p>	<p>(事業計画及び予算並びに決算)</p> <p>第 16 条 本部会の事業計画及び予算は、医療保険委員会で作成し、県薬の事業計画及び予算に反映する。</p> <p>2 本部会の事業報告及び決算は、医療保険委員会の承認を受け、県薬の事業報告及び決算に反映する。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第 17 条 本部会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。</p> <p>(地域薬剤師会)</p> <p>第 18 条 本部会は、地域薬剤師会と連携する。</p> <p>(規程の変更)</p> <p>第 19 条 本規程は役員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ、変更することができない。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 6 年 4 月 1 日に制定し、適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 28 年 3 月 10 日に一部改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和元年 5 月 18 日に一部改正し、直ちに適用する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この規程は、令和 6 年 2 月 24 日に一部改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。</u></p>
---	--

	<p><u>2 令和6年3月31日現在現に会員薬局である保険薬局は、部会賛同薬局とみなす。</u></p> <p><u>3 令和6年3月31日現在現に会員薬局である保険薬局の県薬正会員 A として部会活動に参加している者は、部会賛同薬局を代表する県薬正会員 A とみなす。</u></p> <p><u>4 令和6年3月31日現在賛助会員 A の資格で部会活動に参加している者は、引き続き当該資格で部会活動を行うことができる。</u></p>
--	--